

学会誌の転載許諾基準および転載許諾申請方法

一般社団法人 日本補体学会
2025年12月1日 施行

学会誌「補体」に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本補体学会に帰属しています。本誌に掲載された著作物を利用する者は、以下の規約を遵守することが求められます。

著者以外が利用する場合

＜非営利目的の研究、教育目的のために引用する場合＞

許諾を求めることなく、「補体」に掲載された論文について、以下を利用することができます。

1. テキストの抜粋

- ・出典を明示すること。
- ・引用する必然性があり、引用部分が明確に区分されていること。

2. 図表の転載

- ・文献記載例に倣い、出典を明示すること。
- ・改変は不可とする。
- ・1論文単位図表3点までの転載を可とする。

＜商業目的に利用する場合＞

転載許諾の申請を行い、規定の料金をお支払ください。

1. 許諾対象

- ・図表に限る。
- ・本文の転載は原則不可。ただし、事前に事務局に転載部分を明示して、申請を行い、会長、権利管理委員長、編集委員長がこれを許可した場合に限り、転載することができる。
- ・改変は原則不可。ただし、改変が必要な場合は事前に事務局に内容を明示して、申請を行い、会長、事務局、編集委員長がこれを許可した場合に限り、改変することができる。なお、改変した内容についての記載を図表の説明文に加えるものとする。

2. 許諾条件 ※転載許諾願*（別紙）の提出を必須とする。

(a) 以下の各媒体への利用は有料とする。

- (1) パンフレット等の紙媒体
- (2) プレゼンテーション（パワーポイント等での上映）
 - ・上映期間は原則として6ヶ月までとし、最長で1年まで可とする。転載許諾願の「5. 使用開始予定日」の項目に上映開始年月日及び終了日を明記すること。
- (3) Webへの掲載
 - ・コピーおよびダウンロードできない形式で掲載すること。
 - ・URLを編集部まで連絡すること。
 - ・掲載期間は原則として6ヶ月までとし、最長で1年まで可とする。転載許諾願の「5. 使用開始予定日」の項目に掲載開始年月日及び終了日を明記すること。

(4) 原著論文等の別刷の発行

- ・本文・図表を含め、オリジナルの内容を変更しないこと。
- ・社名のロゴ等を加える場合は、別ページに掲載すること。

(5) その他

(b) 筆頭著者の確認を得ること。

3. 利用者による料金

- (a) 図表の転載利用は図表1点につき1転載とし、本文の転載利用は1,000字ごとに1転載とする。
- (b) 使用料は、紙媒体の複写数に応じて1転載につき以下の金額（税別）とする。

1～5,000部 : 50,000円

5,001～10,000部 : 75,000円

10,001 部以上 : 75,000 円から 5,000 部毎に 25,000 円ずつ増加図表 1 点につき 10 円とし、これに紙媒体の複写数を乗じる金額（税別）とする。

(c) プレゼンテーション（パワーポイント等での上映）および Web 等への掲載など複写数が正確に把握できないものについては、1 点につき 50,000 円（税別）とする。6 ヶ月を超えてパワーポイント等で上映、または Web へ掲載する場合は最長 1 年間まで可とし、その際の利用料は 6 ヶ月までの利用料（税別）に 1.5 を乗ずる。

(d) 別刷の発行の許諾は、10 ページまでは 1 部につき 100 円（税別）とし、それを超えるページ数の発行は 1 ページにつき 10 円（税別）を加算とする。

また、別ページに社名のロゴ等を加える場合の使用料は、1,000 部までは以下の金額（税別）とし、それを超える部数の発行は、1,000 部毎につき以下の金額（税別）を加算とする。

A4 全面 : 100,000 円

A4 半面 : 80,000 円

A4 1/4 面 : 60,000 円

*学会に別冊の印刷を委託する場合には、印刷および輸送に係る経費を別途加算する。

(e) 転載許諾料は請求書送付後 1 ヶ月以内に指定の口座に振り込むこととする。

4. 転載申請方法

転載希望の場合は、上記転載許諾基準を確認し、転載許諾願*（別紙）に必要事項を記入の上、転載元論文コピー、転載先原稿コピー、返信用封筒を同封して、下記の権利管理委員会まで 2 部郵送してください。

転載元論文及び転載先原稿コピーは、転載箇所及び引用文献（出典）の記載内容が確認出来るものをご用意ください。

転載許諾願受領後、会長、権利管理委員長、編集委員長がその判断で許諾するかどうかを決定し、許諾する場合、転載許諾書（請求書も同封）を郵送しますので、受領後 1 ヶ月以内に指定口座まで転載料金のお振込みをお願いします。

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1

福島県立医科大学 医学部 免疫学講座内

日本補体学会 権利管理委員会 委員長

関根 英治

著者が再利用する場合

「補体」に論文が掲載された著者は、科学活動、授業、および学術コミュニケーションを支援する目的に限定した範囲で、自分の論文を使う権利を保有します。著者は、学会誌に掲載された著作物（以下、「論文」といいます。）の著作権を学会に譲渡した後も学会の事前の許諾なしに、以下のことを行うことができます。なお、以下に規定されていない事項は許諾されていませんのでご注意下さい。

※ただし、営利目的または組織的な利用は認められていません。

※著者が作成したバージョンの最終原稿の利用のみ認めます。雑誌・Online Journal 掲載用に出版社が作成した原稿の使用は認めません。

① 個人的な使用または著者自身の授業での使用のために、著者の論文のコピー（紙または電子）を作成すること。

② 論文のコピーを作成し、個人的な使用の目的で配布すること（電子メールによる配信も含む）。

③ ミーティングあるいはカンファレンスで論文を紹介し、コピーを出席者に配布すること。

④ 著者の雇用主が、論文の全部または一部を社内または学内の研修などで使用すること。

⑤ 論文に記載されている特許、商標登録、工程または手順に対する権利を保持すること。

⑥ 論文の全部または一部を使用して他の派生的な著作物を作成すること（論文を書籍の長さに拡張することを含む）。各著作物には、出典として、オリジナルの論文が「補体」に掲載されたことを記載する必要があります。

⑦ 著者個人や著者が属する機関などの Web ページなどに掲載すること*。

*「機関リポジトリへの登録について」参照

機関リポジトリへの登録について

「補体」に掲載された論文について、下記条件を遵守することにより、著者によるインターネット公開を認めます。

1. 下記 Web ページに限り、公開を認める。

- ①著者個人の Web ページ
- ②著者が属する機関等の Web ページ（機関リポジトリも含む）
- ③研究資金助成機関の Web ページ

但し、③の研究資金助成機関の公開については、出版後 12 ヶ月経過後を条件とする。

2. インターネット上で公開する場合の形態

- ①著者が作成したバージョンの（最終）原稿であれば認める。
- ②雑誌・Online Journal 掲載用に出版社が作成した原稿の使用は認めない。

3. インターネット上で公開する場合の条件について

●「補体」掲載論文

- ①事前に下記日本補体学会事務局および水野正司 編集委員長に連絡をし、会長の許諾を得ること。

日本補体学会事務局 : hotai-gakkai@umin.ac.jp

「補体」水野正司 編集委員長 : mmizu@med.nagoya-u.ac.jp

- ②論文とともに、掲載されていた雑誌の情報を表示する（出典表示）

且つ、下記、電子ジャーナルのサイトへのリンクを表示する。

<http://square.umin.ac.jp/compl/activity/>

令和 年 月 日

一般社団法人 日本補体学会 権利管理委員会 御中

住所：〒
依頼事業者名 印
部署名 担当者名 印
電話 () e-mail @

転載許諾願

貴学会の転載許諾基準に則り、下記の出版物から転載させていただきたく、お願い申し上げます。

1. 転載許諾を希望する誌名および該当箇所

誌名（掲載年・巻号も明記）：

筆頭著者名：

（該当頁、図表：）

（図表の場合は、図表番号を明記すること。本文の場合は、該当箇所と合計文字数を明記すること。）

2. 転載先媒体等

□利用形態（書籍名、パンフレット、CD-R、ウェブサイト等）

（）

※配布物の場合は配布部数を明記： 部

3. 利用者名

4. 利用目的

5. 使用開始予定日

（※ウェブサイト掲載の場合、掲載開始年月日及び終了日を明記）

以上

転載許諾書

上記申請につきまして、転載を許可いたします。
なお、下記の条件に必ず従ってください。

- 筆頭著者に必ず確認すること。
- 引用元の出典を明確に記載すること。

令和 年 月 日
一般社団法人 日本補体学会
会長 井上 徳光 印